

## 地域密着型サービス運営委員会について

(平成17年9月26日全国介護保険担当課長会議資料抜粋)

## 1. 運営委員会の設置目的等

地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、地域密着型サービス運営委員会を設置しなければならない。

## 2. 設置基準

原則として、市町村ごとに設置することとするが、日常生活圏域ごとなど、必要に応じて運営委員会の分科会を設置することも差し支えない。

また、既存の介護保険事業計画作成委員会、地域包括支援センター運営協議会等を活用して差し支えない。

## 3. 運営協議会の構成等

運営協議会の構成員(委員)については、地域の実情に応じて市町村長が選定する。

(メンバー例)

- (1) 介護保険の被保険者(1号及び2号)
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者
- (3) 介護サービス及び介護予防サービスの事業者
- (4) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (5) 学識経験者 等

## 4. 運営委員会の役割

運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域密着型サービスの指定を行い、又は行わないこととしようとするときに、市町村長に対し意見を述べること
- (2) 市町村において地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするときに、市町村長に対し意見を述べること
- (3) 地域密着型サービス質の確保、運営評価その他市町村長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議すること

## 5. その他

設置にあたって、条例を制定する必要はない。

スケジュール目安

- ・ 12月までに 地域密着型サービス運営委員会の設置
- ・ 18年1月 指定申請事業者説明会、報酬及び基準の設定、申請受付、
- ・ 2月 事業者審査(地域密着型サービス運営委員会からの意見聴取を含む)、
- ・ 3月 指定通知、公示
- ・ 4月 地域密着型サービスの開始

# 介護サービスの種類（制度改正後）

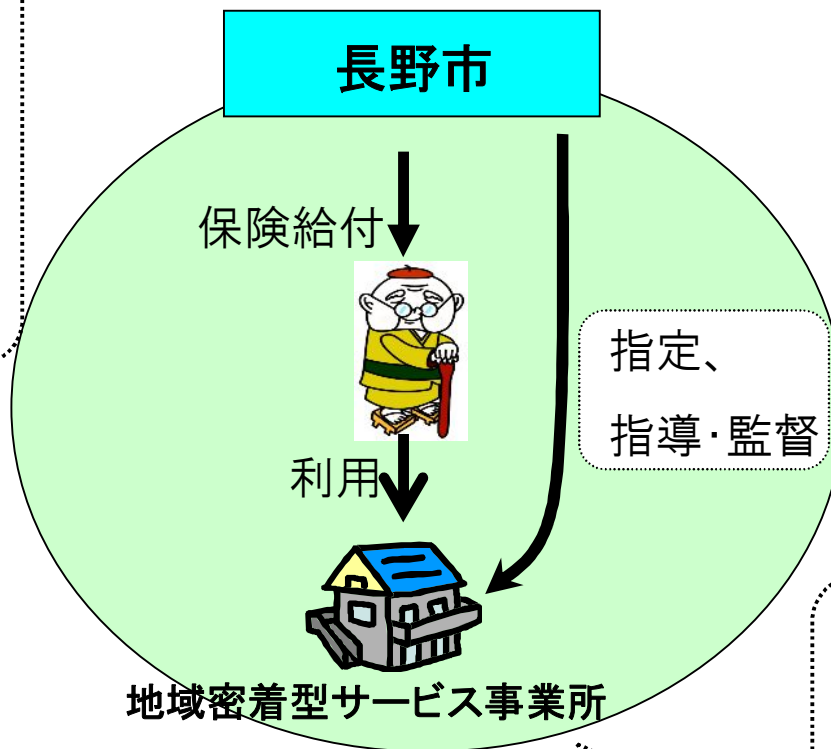
<b>市町村が</b> <b>指定・監督を行うサービス</b>	<b>都道府県が指定・監督を行うサービス</b>	
<p>◎<b>地域密着型サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○認知症対応型通所介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護</li> <li>○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>○地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul>	<p>◎<b>居宅サービス</b></p> <p><b>【訪問サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○居宅療養管理指導</li> </ul> <p>○特定施設入居者生活介護 ○特定福祉用具販売</p> <p>◎<b>居宅介護支援</b></p> <p><b>【通所サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通所介護（デイサービス）</li> <li>○通所リハビリテーション</li> </ul> <p><b>【短期入所サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○短期入所療養介護</li> </ul> <p>○福祉用具貸与</p> <p>◎<b>施設サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人福祉施設</li> <li>○介護老人保健施設</li> <li>○介護療養型医療施設</li> </ul>	<p>サービス 介護給付を行う</p>
<p>◎<b>地域密着型介護予防サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> </ul> <p>◎<b>介護予防支援</b></p>	<p>◎<b>介護予防サービス</b></p> <p><b>【訪問サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>○介護予防訪問入浴介護</li> <li>○介護予防訪問看護</li> <li>○介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○介護予防居宅療養管理指導</li> </ul> <p>○介護予防特定施設入居者生活介護 ○特定介護予防福祉用具販売</p> <p><b>【通所サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防通所介護（デイサービス）</li> <li>○介護予防通所リハビリテーション</li> </ul> <p><b>【短期入所サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○介護予防短期入所療養介護</li> </ul> <p>○介護予防福祉用具貸与</p>	<p>サービス 介護予防給付を行う</p>

# 地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型(＝地域密着型サービス)を創設する。

## 1: 長野市の住民のみが利用可能

- ・指定権限を市町村に移譲
- ・その市町村の住民のみがサービス利用可能



## 2: 地域単位で適正なサービス基盤整備

- 市町村(それをさらに細かく分けた圏域)単位で必要整備量を定めることで、
- ・サービス基盤の整備が遅れているところでは、計画的な整備が可能に。
  - ・過剰な整備は抑制される。

## 3: 地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定(※)

(※)国が定める報酬の水準が上限

## 地域密着型サービスに含まれるもの

- ① 認知症(痴呆性)高齢者グループホーム
- ② 認知症(痴呆性)高齢者専用デイサービス
- ③ 小規模多機能型居宅介護
- ④ 夜間対応型訪問介護
- ⑤ 小規模(定員30人未満)介護老人福祉施設
- ⑥ 小規模(定員30人未満)で介護専用型の特定施設

## 4: 公平・公正透明な仕組み

指定(拒否)、指定基準、報酬設定には、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等が関与



# 小規模多機能型居宅介護のイメージ

基本的な考え方:「**通い**」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、**随時「訪問」**や「**泊まり**」を組み合わせることで、在宅での生活継続を支援する。

利用者の自宅



様態や希望により、「訪問」

## 小規模多機能型居宅介護事業所

「訪問」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。

「通い」を中心とした利用

様態や希望により、「泊まり」

併設事業所で「居住」

+ (併設)

「居住」

- グループホーム
- 小規模な介護専用型の特定施設
- 小規模介護老人福祉施設(サテライト特養等)
- 有床診療所 等

在宅生活の支援

地域に開かれた透明な運営  
サービス水準・職員の資質の確保

管理者等の研修  
外部評価・情報開示

地域の他のケア資源や  
地域包括支援センターとの連携

- 「通い」の利用者15名程度
- 1事業所の登録者は25名程度
- 「泊まり」は「通い」の利用者に限定
- 「泊まり」の利用は5名までを基本
- どのサービスを利用しても、なじみの職員によるサービスが受けられる。

- 小規模多機能型居宅介護事業所と連続的、一体的にサービス提供
- 職員の兼務を可能に。

# 住み替えニーズの拡大と新しい住まいの創出

- 特に、都市部の高齢者のみの世帯の急増を背景に、自宅での住みつづけが困難な状況や、ライフスタイル・価値観の多様化に伴う「住み替えニーズ」の増大が見込まれる。
- このようなニーズに応えるため、多様な選択肢の一つとして、介護が必要になった場合でも、本人が望む生活の継続が可能な、自宅でも施設でもない新しい住まいの創出が必要。

生活の継続性を実現するための新しいサービス体系

自宅

新しい住まい（第3類型）

施設

- ・ 高齢者のみ世帯の増加
- ・ 住み続けが困難な状況

- ・ 介護が必要になった時の不安
- ・ 日常生活上の不安
- ・ 住み続けに対する不安

住み替えニーズの拡大

二つのニーズ①早めの住み替え②要介護になってからの住み替え

新しい高齢者像

団塊の世代の高齢化

↓  
ライフスタイルの多様化

高齢者向け住まいの不足

事業者の創意工夫による「住まいと介護の安心を確保した」多様な住まいの創出

「介護を受けながら住み続けられる新しい住まい」

～介護が付いている住まい～の適切な普及